

## 除排雪団体設立助成事業実施要領

(趣旨)

第1 秋田県(以下「県」という。)は、高齢者世帯等の除排雪に関する地域課題を解決するため、地域を主体として住民同士による支え合い体制の構築を図る団体の設立に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)及び秋田県生活環境部県民生活課関係補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助団体)

第2 補助金の交付の対象となる団体(以下「団体」という。)は、高齢者世帯等の除排雪に関する地域課題を解決するため、補助金の交付を受けようとする年度に地域住民を主体として団体を設立(予定含む。)したものである。

(補助要件)

第3 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 除排雪に関する地域課題を解決するため、団体を設立し、支援活動に取り組むもの。
- (2) 事業に実現性と継続性があるもの。
- (3) 団体の代表者との連絡体制が確保されているほか、各種の説明会及び審査会等に参加できる体制であるもの。

(補助率及び補助上限額等)

第4 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりとする。補助率は10分の10以内とし、補助上限額を8万円とする。

(補助対象期間)

第5 補助金の対象となる期間は、原則として補助金交付決定日から当該年度の3月31日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。)までとし、その期間内で会計に係るすべての手続きが行われるものとする。

(補助対象事業の募集)

第6 補助金の対象となる事業の募集については、別に定める。

(補助対象事業の審査)

第7 県は、応募があった事業について、別に定める審査基準により審査し、採択の可否を決定する。

2 県は、採択の可否を応募のあった団体へ通知する。

(採択事業件数)

第8 前項の審査により採択する事業は、6件程度とする。ただし、予算枠によって採択する事業の件数を調整する場合がある。

(補助の制限)

第9 当該年度中に補助を受けた団体(以下「補助団体」という。)は再度、本補助金の交付申請を行うことができない。

(交付申請)

第10 第7の規定により、採択された団体は、速やかに交付要綱第3条の規定に基づき次の書類を提出するものとする。

(1) 補助金等交付申請書(交付要綱様式第1号)

(2) 事業実施計画書(交付要綱様式第2号)

(3) 収支予算書(交付要綱様式第3号)

(変更承認申請)

第11 交付要綱第4条(2)アの規定により、あらかじめ知事の承認が必要な内容の変更は、次の場合とする。

(1) 経費項目を新設、廃止する場合。

(2) 補助金総額の20パーセントを超える金額を変更する場合。

(実績報告書等)

第12 補助団体は、事業終了後1か月以内又は当該年度の3月31日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。)までのいずれか早い期日までに、次の書類を提出するものとする。

(1) 補助事業等実績報告書(交付要綱様式第10号)

(2) 事業実績書(交付要綱様式第11号)

(3) 収支精算書(交付要綱様式第12号)

(4) 事業の取組内容がわかる資料(活動実績、アンケート、写真等)

(5) 収入・支出にかかる領収書等の証拠書類

2 支出精算額が補助決定額を下回る場合、最終の補助金額は、支出精算額を限度とする。

(精算払)

第 13 県は、補助団体から提出される実績報告を確認後、最終的な補助金額を確定したうえで、補助団体からの請求に応じて補助金の精算払をするものとする。

(調査等)

第 14 県は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助団体に報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができるものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第 15 県は、補助団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

(関係書類の保管)

第 16 補助団体は、補助金交付に関する一連の通知、関連する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類を、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(実績報告書等の公開)

第 17 県は、第 12 の規定に基づき提出された実績報告書等を公開することができる。

(その他)

第 18 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

この要領は、令和 元年 6 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第4関係）

1	賃金	設立に係る事務作業等の賃金
2	報償費	講師、各分野専門家等への謝金
3	旅費	団体の構成員、講師等への交通費、宿泊費
4	需用費	消耗品費（3万円未満の物品）、燃料費、食糧費、印刷製本費等
5	役務費	通信運搬費、広告料、保険料等
6	使用料及び貸借料	会場借り上げ料等
7	物品購入費	3万円以上の物品費 （除雪機械の取得に係る経費及び除雪用のトラクターのアタッチメントを含む。）
8	その他	上記以外に必要と認められる経費

（注意事項）

補助対象経費は、上表のとおりとする。

ただし、次に掲げる経費については、対象外とする。

- （1）事業の実施に直接的に関係のない経費
- （2）個人の資産形成に資するもの
- （3）社会通念上、公序良俗に反する恐れのあるもの
- （4）その他、県及び審査会が適当でないと認めるもの